

# 日中再生説話比較研究 ―「死生簿」と再生との関連性を中心として―

キーワード……日中再生説話 死生簿 今昔物語集 地蔵

劉成竜  
はじめに

## Abstract

Stemming from the notion that the search for rebirth has an effect on literary works, the rebirth story (SAISEI SETUWA) has come into being. There are many stories that confirm the existence of the "death book," questioning whether people really die. In the Chinese classical rebirth story of Six Dynasties, the contents of the "death book" can be confirmed and categorized as "Human remains," "Descriptions of names and hometowns," "Whether names are entered or not," and "Unknown." Also, since the founding of the Tang Dynasty, the content of the "death book" in Six Dynasties poetry is based on the rebirth doctrine and introduces Buddhist elements to establish a new basis for "prostration and offerings for blessings." Elements of "prostration and offerings for blessings" to achieve rebirth are common in China and Japan, but there are also differences in the application of the "death book." Lastly, the Japanese rebirth story, based on the Jizo bodhisattva doctrine of the Heian period, is completely different from the Chinese use of the "death book." Jizo Bodhisattva dominates the "death book" with pictorial depictions for people.

死は人が生まれたときに定められているものであるが、それでも人々はその運命から逃れるために懸命にもがき、再生を求め続けている。その思いは文学作品にも影響を与え、伝説や逸話が多く残されてきた。再生説話はそのうちの一つである。筆者はこれまで中国の六朝・唐の古小説集、及び日本の中古・中世を代表する説話集に収められた再生説話を研究しており、その中で今回特に注目したいのは、冥界にて死生の判断を下す者が、如何なる理由に基づいて死者を生き返らせるのか、という点である。中国の六朝時代には、舒礼という人物に関する話が存在していた(出『幽明録』『古小説鉤沈』所収)。晋の永昌元年(三二二)に、舒礼という巫師が病気で死んだのち、土地神に連れられて太山に行き、そこで三万六千の神に仕えて殺生した罪で、鉄の叉で刺されて火に炙られる罰を受ける。その後、府君が主者に「禄籍」を確かめさせたところ、余命が八年残っていたため、二度と殺生しないようにと告げられて再生した、という話である。(ここに記される「禄籍」は、再生可否の判断材料として、再生と深く関わっていることが窺える。実際、再生説話を調査する中で、舒礼の話のように何らかの文書を確認し、当人が本当に死ぬべきか否かを判断する、

という話は多く見られた。また、この文書には人の寿命だけでなく、福業なども記されており、それらを根拠にして再生させるかどうかを決定する話も多数存在する。この文書をめぐっては、各話の本文中に、「生録」「籍」「簿」「文」など、様々な用語が見られるが、本稿ではすべて「死生簿」と称する。

中国古小説における「死生簿」についての先行研究は、いくつか挙げられるが<sup>(1)</sup>、日中説話における「死生簿」の比較を主とした研究は管見の限り見られない。「死生簿」の記載内容に基づき死者を再生させる話の中で、「死生簿」自体にどのような特徴があるのか、この「死生簿」に記載される内容は時代によって変化するのか、さらには、収集した用例に基づいて、日中再生説話における「死生簿」の共通点と相違点を明らかにし、日中再生説話の比較検討を行いたい。考察対象範囲は、中国の資料として『太平広記』及び六朝・唐の古小説集、また日本の資料は中古・中世を代表する説話集といえる『日本霊異記』『今昔物語集』『宇治拾遺物語』に収められた再生説話を中心に分析を行う<sup>(2)</sup>。

なお、「死生簿」への言及が見られる説話は多数存在するが、本論文では、「死生簿」が判断基準となつて再生を遂げた説話を中心に考察を進めるため、再生説話の範疇に属さない話や再生人物との関係性が見られない話は除外する<sup>(3)</sup>。

## 一、「死生簿」の記載内容に基づく六朝時代の再生譚

まずは、中国の再生説話に基づいて、「死生簿」に書かれた内容を確認する。そもそも、寿命を記録する「死生簿」が冥界に存在する、という考えは、すでに漢代から見られたものである<sup>(4)</sup>。再生説話が多く撰せられた六朝時代には、「死生簿」が冥界という巨大な官僚組織によつて保管され、人の生死を管理した、と考えられていた<sup>(5)</sup>。従つて、死後冥界に連れられて、冥界の人が「死生簿」を確認した後に、その記載内容を根拠にして当人を再生させるかどうか決める、という展開が多く見られる。ここでは、再生の可否判断材料となる「死生簿」の記載内容について、大きく四類型に分類し、順次確認することとしたい。

### 1 寿命残余

「死生簿」には、具体的な寿命年数が記載されていることで、冥界の主宰者が死者の寿命と照合し、再生を判断する話が多数存在する。「趙泰」では、次のように記されている。

①「趙泰」(出『幽明録』、『古小説鉤沈』所収)

使開滕檢年紀之籍。云、「有算三十年。横爲惡鬼所取。今遣還家」。

(滕を開き年紀の籍を検べしむ。云ふ、「算三十年有り。横げて惡鬼の取る所と爲る。今家に還らしめん」と。)

これは、趙泰という者が地獄巡りを体験した後に、冥界の主事者から「死生簿」の確認を受け、再生の可否を判定される場面である。傍線部分（再生根拠の記述、以下同）では、「死生簿」と照らし合わせた結果、三十年の寿命が残っていると判明しており、波線部分（再生決定の記述、以下同）では、生き返ることが許されたと確認できる。ただ何の理由や根拠もなく死者を生還させるより、冥界で管理されている「死生簿」に基づく再生譚の方が、より合理的だといえる。

## 2 名前・出身地

同名の人違いによって冥界に召される話もよく見られる。そして人違いに気付く手がかりが、「死生簿」との照合であり、例えば、「賈偶」には以下の話が見られる。

### ② 「賈偶」〔太平廣記〕卷三百八十六 出『搜神記』

漢建安中、南陽賈偶字文合、得病而亡。時有吏將詣太山。司命閱簿、謂吏曰、「當召某郡文合、何以召此人。」可速遣之。」  
 （漢の建安中、南陽の賈偶字は文合、病を得て亡す。時に吏有り將みて太山に詣る。司命簿を閲し、吏に謂ひて曰く、「当に某郡の文合を召すべきも、何を以てか此の人を召す。速やかに之を遣るべし」と。）

ここでは、「死生簿」に名前と出身地が記されており、その名前によって死者の本人確認が行われたようである。しかし、名前の確認だけで人を召したことにより、全くの別人を冥界に連れてきてしまう。名前だけに頼り、出身地の確認を怠ったため、まだ死ぬべきでない南陽の文合を冥界に連れてきてしまった。幸いに壽命を司る立場にある司命が「死生簿」を調べたことで、文合はすぐに再生を果たすが、連行する冥界の役人のずさんな仕事ぶりが窺えると同時に、物的証拠ともいえる「死生簿」の重要性が示された一例でもある。

## 3 名前の加筆

「死生簿」にすでに書かれている内容を照合するだけでなく、新たに名前を「死生簿」に追加することで生き返る話も存在する。再生する者の名前を「死生簿」に書き加える例としては、『列異伝』の「蔡支妻」が挙げられる。

### ③ 「蔡支妻」〔太平廣記〕卷三百七十五 出『列異傳』

帝即命戸曹尚書勅司命、輒蔡支婦籍於生録中、遂命與支相隨而去。  
 （帝即ち戸曹尚書に命じて司命に勅し、蔡支の婦の籍を生録の中に輒らしめ、遂に命じて支と相隨ひて去らしむ。）

蔡支という者は、太守への手紙を届ける途中で道に迷って泰山の神に出会い、さらに外孫である天帝に手紙を渡してくれと依頼される。その後、天帝の所に至り手紙を渡すと、そのお札として天帝は、蔡支の妻の名を「生録」に書き入れさせ、蔡支とともに妻を現世に帰らせる、という話である。ここに見られる「生録」とは、恐らく生きている人や生き返るべき人の名簿のことであろう。通常、人の寿命は生まれた時にすでに決まっています、余程のことがなければ「死生簿」に書かれた寿命のまま一生を終えることになる。しかし、「蔡支妻」の話では、天帝に手紙を届けたお札として、「生録」に名が記され、生還している。

#### 4 不明

また、「死生簿」の記載内容を確認する描写はあるものの、具体的な根拠が示されないまま再生する、という話も存在する。『幽明録』の「陳良」では次のように記されている。

#### ④ 「陳良」(『太平廣記』 卷三百七十八 出『幽明録』)

見一老人、執朱筆、點校籍。赤幘人言曰、「向下土有一人、姓陳名良、遊魂而已。未有統攝、是以將來。」校籍者曰、「可令便去。」

(一)の老人の、朱筆を執りて、籍を点校するを見る。赤幘の人言ひて曰く、「向に下土に一人有り、姓は陳名は良、遊魂な

るのみ。未だ統攝有らざれば、是を以て將ゐ來たる。」と。籍を校する者曰く、「便べん去きらしむしと。」

ここでは、老人が「籍」を確認して、陳良を生き返らせている。「死生簿」を調べたものの、特に確認内容が明示されていないため、不明に分類した(6)。

右の四話に見られるように、六朝時代において、「死生簿」を確認し、その記載内容に基づいて再生を果たす、という説話構造が共通して存在していたようである。現実世界においても同様に、罪人の刑罰を決定するにあたっては、罪人の行状調書を確認したり、法律文書を参照したりすることが不可欠である。「死生簿」の存在も、この延長線上にあると考えられよう。再生説話中の「死生簿」に記される再生根拠に関しては、左に挙げた表一「中国再生説話の『死生簿』に記される根拠一覧」を参照されたい。

表一 中国再生説話の「死生簿」に記される根拠一覧（執筆者作成）			
再生根拠	話名	出典	関連箇所
寿命残余	石長和	『冥祥記』	審案石君籙、勿謬濫也。主者按籙、餘三十年。
	趙泰	『幽明錄』	使開滕檢年紀之籍。云、「有算三十年。橫爲惡鬼所取。今遣還家。」
	舒禮	『幽明錄』	校祿籍、餘算八年。
	康阿得	『幽明錄』	見持一卷書伏地案之、其字甚細、曰、「餘算三十五年。」
	徐玄方女	『法苑珠林』	案生籙、當年八十餘。
	法慶	『兩京記』	便檢文簿、云、「慶食盡、命未盡。」
	吳全素	『玄怪錄』	乃命取吳郡戶籍到、檢得吳全素、元和十三年明經出身、其後三年卒、亦無官祿。即招按掾、出崔君籍。…「崔君餘位五任、餘壽十五年。今上帝有命、折壽十三年、盡奪其官。」
名前・出身地	賈偶	『搜神記』	時有吏將詣大山。司命閻簿、謂吏曰、「當召某郡文合、何以召此人。」
	齊士望	『法苑珠林』	勘簿云、「與合死者同姓字。然未合即死。」
名前の加筆	韋延之	『廣異記』	傳語放韋司馬去、遣追韋冰。須臾、綠衫吏把案來、呵追吏、何故錯過他人。
	蔡支妻	『列異傳』	司命輟蔡支婦籍於生錄中。
不明	王翰	『西陽雜俎』	爾今名未係死籍、猶可以免、爲作何功德。
	陳良	『幽明錄』	見一老人、執朱筆、點校籍。赤幘人言曰、「向下土有一人姓陳名良、遊魂而已。未有統攝、是以將來。」校籍者曰、「可令便去。」
	任義方	『法苑珠林』	王檢其案、謂吏曰、「未合即死、何因錯追。」
	李太尉軍士	『定命錄』	點籍姓名而過。便云、「不合來。」
	張汶	『宣室志』	於是命案掾出汶之籍。頃聞案掾稱曰、「張汶未死、願遣之。」
	許生	『玉堂閑話』	主吏按其簿曰、「此人乃誤追之矣。」
福業行為	李虛	『紀聞』	于是吏檢善簿至、唯一紙、因讀曰、「去歲敕拆佛堂、新息一縣獨全、合折一生中罪。延年三十、仍生善道。」言畢、罪簿軸中火出、焚燒之盡。
	梅先	『兩京記』	先答曰、「唯持經念佛而已。」王曰、「此善君能行之、冥冥之福、不可虛耳。」令檢先簿、喜曰、「君尚未合死。今放却生、宜崇本業也。」
	劉摩兒	『冥報拾遺』	乃索簿勘、見簿曰、「其人合死不虛。」側注云、「受戒布施福助、更合延壽。」
	孟知儉	『朝野僉載』	儉曰、「一生誦多心經及高王經、雖不記數、亦三四萬遍。」重檢、獲之、遂還。吏問、「欲知官乎。」曰、「甚要。」遂以簿示之。
その他	周頌	『廣異記』	…未常非理受財。」王令檢簿。檢訖、云、「甚善甚善。既無勾當、即宜還家。」

## 二、「死生簿」の「福業行為」に基づく唐代の再生譚

ここまで、六朝時代の再生説話を通して、多様な「死生簿」の記載内容に基づく死者再生の話を見てきたが、唐代に入ると先の四種類の根拠以外に、新たな根拠を記載する例が見られるようになる。ところで、「死生簿」に記載される内容については、澤田瑞穂氏に以下のような見解が見られる（7）。

人間個々の年寿や生涯の官職地位は、その出生と同時に冥界の禄命簿―泰山では金の篋に蔵せられた玉策（巻物）に、それぞれの人名下に記載せられているので、人間の恣意では変改できないものとされていたのである。この禄命簿を保管する最高の責任者が泰山神すなわち後世にいう泰山府君であり東嶽大帝である。

泰山府君の保管する「死生簿」には、年寿や官職が記載されているため、再生の可否判断にあたって照合する際にも、寿命の有無や名前、出身地などが確認できたのである。そして六朝時代も後期になると、仏教の思想が広がり、古来泰山府君が管理していた「死生簿」にも仏教的要素が見られるようになる。しかし、念仏や写経に代表される仏教上の「福業行為」が再生根拠となる話は、六朝時代の再生説話において一例も存在しない。六朝時代のものとして、『冥祥記』所収の「陳安居」という話に、冥界の役人

が死者に対して「諸罪簿」に記載された罪を読みあげて裁決を行う中、陳安居だけは府君から大徳のある人と評価されて「諸罪簿」によらず現世に帰還する、という「福業行為」に関わる記述が見られる。ただし、この話には「死生簿」が描かれていない。唐代になつてはじめて「死生簿」に記載された「福業行為」に基づき、死者の再生を許可する話が出現するようになり、特に仏教関連説話に多く見られる。時代の変化に伴い、「死生簿」の内容や役割はどのように移り変わったのであるか。唐代の例として「梅先」の話を見ることとする。

⑤ 「梅先」(『太平廣記』 卷三百七十九 出『廣異記』)

王問、「君在生復有何業。」先答曰、「唯持經念佛而已。」王曰、「此善君能行之、冥冥之福、不可虛耳。」令檢先簿、喜曰、「君尙未合死、今放却生。宜崇本業也。」

(王問ふ、「君生に在りて復た何の業か有る。」と。先答へて曰く、「唯だ經を持し仏を念ずるのみ。」と。王曰く、「此の善君能く之を行はば、冥冥の福、虚しかるべからざるのみ。」と。先の簿を検べしめ、喜びて曰く、「君尙ほ未だ合に死すべからざれば、今放ち生に却らしむ。宜しく本業を崇ぶべきなり。」と。)

ここでは、梅先という人が、常に仏典を携え念仏を唱えるという生前の善行により、現世への帰還を成し遂げている。ここで注

目すべきは、「死生簿」に記される内容が念仏や持経といった行為になつている点である。六朝時代に成立した『冥祥記』や『幽明録』にも仏教的要素を含む再生説話は多数存在するが、「梅先」の話のように、仏教的な「福業行為」が「死生簿」に書かれることによつて再生する話は六朝期には見られず、唐代になつて発生した新たな要素といえる。六朝後期には、梁の武帝のように仏教を手厚く保護する皇帝も現れ、また庶民の間でも仏教に救いを求める考えが広がりを見せるようになる。また、中国の固有信仰である泰山信仰と仏教とが融合する時代でもあり、冥界の主事者が次第に「泰山府君」から「閻羅王」へ移行するという事実がある一方<sup>(8)</sup>、泰山にある「死生簿」が人々の寿命を管理する、という觀念が確立した環境において、「死生簿」の記載内容によらず、別の根拠に基づいて死者を再生させる、という発想は、人々から容易には受け入れられなかった可能性が考えられる。そこで、「死生簿」の記載内容として、名前や寿命だけでなく、福業という要素も追加することで、従来の再生説話の中に緩やかに仏教的要素を導入するに至つたのではないだろうか。さらに、唐代においては仏教を喧伝し、教義を分かりやすく民衆に伝える目的で、俗講が盛んに行われていた<sup>(9)</sup>。生前の罪状を記した「諸罪簿」という六朝時代の発想よりも、日常生活の中で簡単に実行できる念仏や写経が「死生簿」に記録され、その記録に基づいて再生という御利益を希求する発想の方が、民衆にとってはより親しみやすいと思われる。こうした理由から、唐代に入つて以降、「梅先」の話の

ように、念仏などの「福業行為」を「死生簿」に記すことで、その記述を根拠に再生する、という話柄が新たに出現したと推測できる。

### 三、日中「死生簿」における「福業行為」の相違

一方、日本の再生説話においては、「死生簿」の存在が最古の仏教説話集ともいえる『日本霊異記』から既に確認できる。死者が述べた生前の善行と、「死生簿」の記録とが一致するかを照らし合わせる話が、『日本霊異記』下巻二十二縁に見られ、また同書の下巻二十三縁はその類話と目される。

⑥ 「重き斤をもちて人の物を取りまた法花経を写して現に善と悪との報を得る縁」（『日本霊異記』下巻二十二縁）

三の僧蝦夷に問ひて言はく「汝此の意を知るやいなや」といふ。答へていはく「知らず」といふ。僧また問ひて言はく「汝何の善をか作ふ」といふ。答へていはく「我れ法華経三部を写し奉る。ただし一部のみいまだ供養せず」といふ。札を三枚出す。二枚は金の札にして一枚は鉄の札なり。…時に僧言はく「札を校ふれば、実に汝が白す如くなり。…今は忽に還れ」といふ。

蝦夷なる者が法華経を写すという善行を為したことを伝え、そ

れが「死生簿」の記録と一致したため、冥界から生還できた、という話である。死者自身が述べる善行を「死生簿」の記録と照合させる、という過程が日中再生説話の共通点として挙げられる。仏教説話における「死生簿」の由来について、安田真穂氏に次のような見解が見られる<sup>10)</sup>。

長尾氏の説を容れるならば、「閻羅王」が人々の運命を記した「冥簿」を管理していたという考えは、どうやらインド仏教から入ったものではなく、漢訳仏典を作成する際に、中国独自の冥界観から取り入れられたことになる。つまり、五世紀に既にできあがっていた「泰山府君」を頂点とする官僚体制という冥界観が、仏教の布教の為に利用されていく中で、「冥簿」も一つのアイテムとして仏教の中に取り入れられていき、それが仏典を漢訳する際に、逆に挿入されてしまったのではないだろうか。

安田氏によると、「死生簿」はどうやら中国独自の冥界観に由来し、それが仏教の喧伝のために利用されるに至った、とのことである。そうすると、中国説話の影響を受けた『日本霊異記』において、「死生簿」の描写が見られるのも不思議ではないと考えられる。しかし、「死生簿」の管理者に注目すると、『日本霊異記』下巻二十二と二十三は少々特殊であり、閻羅王や冥界の王などではなく、三人の僧が保管していることになっている。ここに登場す

る三人の僧は、「死生簿」に記載された善行に基づいて死者再生の判断を下しているが、彼らは決して冥界の主事者ではない。僧侶に死者再生の決定権を与えることで、仏弟子の方が冥界の主事者の力を凌駕するという関係性を示唆し、そこには、読み手に仏教の優位性を強調する意図があつた可能性も考えられる。また、『日本霊異記』中の再生説話には、簡易的な裁判をうけて再生が許される話も多く存在し、このことについて、井上光貞氏は以下のよう指摘している<sup>(1)</sup>。

しかし進んで冥報記と霊異記とを比べると、閻魔王が宮殿に住み、役人を多く従え、鬼卒を現世に送つて死者を連行して裁きにかけるなどの点は同じでも、冥報記の裁判は取調べが厳重で文書による手続も繁雑である。ところが、霊異記のところが簡単で、よい加減の裁きをうけて許されるものが多い。…これは、著者の脳裏に、インド・中国的な地獄Ⅱ冥土と記紀の黄泉国(くよみのくに)とが重ね写真になつてゐることを示している。記紀の黄泉国は他民族の死者の国に比べて裁きをする冥官のいないことが特長的とされている。かかる観念を以てインド中国的な地獄Ⅱ冥土観が受容されるとき、冥土の裁きが厳肅さを欠くのはしぜんのことであろう。

この指摘を踏まえると、先の⑥の話で冥界の主事者が裁きを下すのではなく、僧が「死生簿」を調べて再生を即断しているのは、

ある種厳肅さを欠く手続きとも言えよう。著者である景戒は「死生簿」という要素を取り入れる際に、恐らく記紀の黄泉国の観念に影響を受けながら、インド中国的な地獄Ⅱ冥土観を受容した結果、冥界の主事者ではなく、あえて僧侶に「死生簿」の運用権を委ねたのではないかと考えられる。

もちろん、冥界の主事者が「死生簿」を管理し、そこに記載された内容に依じて、死者を生還させるという再生説話は日本にも存在する。『今昔物語集』卷十四第二十九に、罪業ばかりを記した「死生簿」の話が見られるので、その当該部分を挙げることにする。

⑦「橘敏行、発願従冥途返語」(『今昔物語集』卷十四第二十九)  
政ノ人此レヲ聞キ、驚テ、「然ル事ヤ有ルト、速ニ帳ヲ引テ見ヨ」ト行ヘバ、大ナル文ヲ取テ引テ見ルヲ、敏行髯ニ見ルニ、我ガ罪ヲ造シ事、一事ヲ不落ズ注シ付タリ。其ノ中ニ功德ノ事不交ズ。其レニ、此ノ門入ツル程ニ発シツル願ナレバ、奥ノ畢ニ「四卷経書キ供養シ奉ラム」ト被注レニケリ。文引畢ツル程ニ此ノ事有ケリ。「奥ニコソ被注タレ」ト申シ上レバ、「而ルニテハ、此ノ度ハ暇免シ給テ、其ノ願ヲ令遂メテ、何ニモ可有キ事也」ト被定レヌレバ、前ノ軍、皆不見エズ成ヌ。

敏行の「死生簿」には、生前の功德が一切記されておらず、ここごとく罪業ばかりであつた。ただ冥界に入ってから始めて経



典を供養する旨の発願をしており、それだけの理由で、再生が許されている。中国の「福業行為」に基づく再生譚に比べて、一層再生条件が緩和され、達成しやすくなる傾向が見られる。生前の行為のみに留まらず、死後から冥界での判決に至る短期間の「福業行為」も「死生簿」に記録され、さらには再生判断の根拠にもなり得る、という点がこの説話の特徴ともいえよう。まとめると、「死生簿」に記録された「福業行為」に基づき再生を遂げる点は、中国と日本で共通しているものの、「死生簿」の管理者や、「福業行為」が実行される時期の描写については相違点もあることが指摘できる。

#### 四、『今昔物語集』の地藏菩薩と「死生簿」

中国における地藏信仰は概ね唐代に発生し<sup>(12)</sup>、一方で日本に地藏の概念が伝わったのは遅くとも平安初期の八世紀ごろであり、民衆に一般的に広まったのは、およそ平安中後期であるとされている<sup>(13)</sup>。地藏菩薩は再生説話の中で人々を苦難から救い出す救済者としてしばしば登場する。例えば、中国の再生説話「費子玉」(出『廣異記』)において、「俄見一僧從雲中下、子玉前致敬。子玉復揚言、欲見地藏菩薩。王曰、「子玉此是也。」…。因謂王曰、「此人一生誦金剛經、以算未盡、宜遣之去。」(俄に一僧の雲中より下るを見、子玉前み敬を致す。子玉復た言を揚げて、地藏菩薩に見えんと欲す。王曰く、「子玉此れは是なり。」と。…。因りて

王に謂ひて曰く、「此の人一生金剛經を誦し、算の未だ尽きざるを以て、宜しく之をして去らしむべし。」と。)との話が見られる。日本においても、特に『今昔物語集』巻十七に地藏説話が多数見られ、地藏信仰が広く展開していたことが確認できる。そうした中、地藏菩薩が自ら「死生簿」を手に持つという描写は中国の再生説話に見られない一方、日本の再生説話においては三例看取された。「福業行為」を再生根拠とする話と合わせて、次に挙げる表二「日本再生説話の『死生簿』に記される根拠一覧」に示した通りである。

表二 日本再生説話の「死生簿」に記される根拠一覧(執筆者作成)		
再生根拠	出典	関連箇所
福業行為	『日本霊異記』下巻二十二縁	答へていはく「我れ法華經三部を写し奉る。…(三の僧)札を三枚出す。…時に僧言はく「札を校ふれば、実に汝が白す如くなり。…」
	『日本霊異記』下巻二十三縁	(三の僧)三の鉄の札を出して、校ふれば白すが如し。
	『今昔物語集』卷十三第六縁	王帳ヲ曳テ札ヲ勘ヘテ、「汝チ罪業重キニ依テ地獄ニ可遣シト云ヘドモ、此ノ度ハ罪ヲ免シテ速ニ本国ニ可返遣シ。其ノ故ハ、汝チ年来誠ノ心ヲ発シテ、法花ノ持者ヲ供養ス。其功德無限キニ依テ也。」
	『今昔物語集』卷十四第二十九縁	政ノ人此レヲ聞キ、驚テ、「然ル事ヤ有ルト、速ニ帳ヲ引テ見ヨ」ト行ヘバ、大ナル文ヲ取テ引テ見ルヲ、敏行髷ニ見ルニ、我が罪ヲ造シ事、一事ヲ不落ズ注シ付タリ。其ノ中ニ功德ノ事不交ズ。其レニ、此ノ門入ツル程ニ發シツル願ナレバ、奥ノ畢ニ「四卷経書キ供養シ奉ラム」ト被注レニケリ。
	『今昔物語集』卷十四第三十語(『日本霊異記』下巻二十三縁と同話)	三ノ鉄ノロヲ出シテ勘フルニ、忍勝ガ申ス所ノ如シ。
	『宇治拾遺物語』卷八ノ四(『今昔物語集』卷十四第二十九語と同話)	「…丁を引て見よ」といへば、又人、大なる文を取出て、…。
地蔵の救済弁護	『今昔物語集』卷十七第十八語	一人ノ小僧手ニ錫杖ヲ取り、并ニ一巻ノ文ヲ持テ、東西ニ走り行ク。諍フ事有ル気色也。…「此レハ地蔵菩薩ニ在マス」ト。
	『今昔物語集』卷十七第二十一語	一人ノ小僧有り。形チ端嚴ニシテ、手ニ一巻ノ文ヲ持テ、東西ニ走り廻テ諍フ事有ル気色也。…「此ノ小僧ハ此レ、地蔵菩薩ニ在マス」ト。
	『今昔物語集』卷十七第二十九語	一人ノ小僧有り。其ノ形チ端嚴也。左ノ手ニ錫杖ヲ取り、右ノ手ニ一巻ノ書ヲ持テ、東西ニ往反シテ、罪人ノ事ヲ定ム。其ノ庭ノ人皆此ノ小僧ヲ見テ、「地蔵菩薩来リ給ヘリ」ト云フ。

日本の再生説話において、地蔵が所有する「死生簿」にはどのような特徴があり、またどのような手続きを経て再生が実現するのかを確認したい。ここでは、『今昔物語集』卷十七第十八の話の当該箇所を見ることとする。

⑧「備中国僧阿清、依地藏助得活語」(『今昔物語集』卷十七第十八)

一人ノ小僧手ニ錫杖ヲ取り、并ニ一巻ノ文ヲ持テ、東西ニ走り行ク。諍フ事有ル気色也。…童子、答テ云ク「汝チ、不知ズヤ。此レハ地蔵菩薩ニ在マス」ト。…(小僧)阿清ヲ官人ノ前ニ將至テ、訴テ宣ハク、「…然レバ、速ニ可放免キ也。…」ト。

地蔵菩薩が冥界において、小僧の姿に身をやつして手に一巻の文書を持ち、人々のために訴えつつ東奔西走する様子が見て取れる。また、地蔵菩薩は一般的に「左手に宝珠、右手に錫杖、僧衣を着けた姿にあらわされる」(14)とも言われている。そして用例⑧で地蔵菩薩が手にしている文書に関しては、新編日本古典文学全集『今昔物語集』の語注に、「亡者、つまり阿清の生前の行状を記した巻物。地蔵が亡者の赦免を訴願する証拠の文書。」(15)と記されている。『今昔物語集』卷十七には、地蔵菩薩が手に錫杖や文書を持って奔走し、生前の福業を冥界に訴えて死者の罪を取り除き再生させる、という話型が三十二例と多く見られる。地蔵菩薩

の手に「死生簿」を持たせることで死者の救済や再生を実現させ、地蔵の慈悲深い印象を民衆の心に深く刻もうとしているともいえるよう。

では、そもそも『今昔物語集』において地蔵菩薩と「死生簿」がなぜ結び付くことになったのであろうか。井上光貞氏は以下のように述べている（16）。

今昔地蔵説話には、地蔵菩薩が衆生済度のため小僧の姿で夢や現つにあらわれるという思想が広くみられる。…この種の説話は、冥土での閻魔王の裁判や六道輪廻を強調する点で靈異記―法華験記の線上におくことができる。しかし法華験記の場合には冥官自身が持経者の生前の修行、親族の追善供養などを知ることによって罪を解き蘇生せしめるのが普通であるに反し、ここでは地蔵菩薩が地獄に救済者としてたちあらわれ、弁護人として訴えてくれるという点が全く違っており、その点に地蔵信仰の特色がある。

弁護人としての地蔵菩薩を印象づける上で、弁護の根拠資料となる「死生簿」の存在が有効だったのであろうか。また、「福業行為」の内容を逐一照らし合わせることもなく、ただ淡々と死者の救済を語る姿が、民衆に安心感を与え、地蔵の本願への帰依心を強くさせる効果をもたらしたとも考えられる。

また、平安後期において地蔵説話が多く見られることは、末法

思想が広く行き渡ったこととも深く関連する（17）。末法思想を鼓舞することによって、人々が末法思想に不安を抱き、衆生の救済を旨とする地蔵への帰依心が次第に広がることとなる。特に庶民層における信仰が厚かったことについて、井上光貞氏は次のように指摘している（18）。

このように地蔵信仰がとりわけ下層の身分に厚いことは地蔵信仰の内容からみてはなはだ興味深いことである。なぜなら、地獄は必定という觀念は、造寺・造塔の功德をいくらでも積むことのできる貴族階級ではなくて、いかなる功德をも積むことのできない下層の人々にこそより、適合的である。特に末法觀の広く地方にもいきわたる時代になると人々は造寺・造塔の功德を少しでも積んで来世に幸福をもとめたが、そのできないこれらの人々にとつては、地獄での救済者としての地蔵が特にみぢかにと考えられたにちがいないからである。

庶民まで親しく平等に愛し、いかなる苦難からも救済を可能にする地蔵の存在が、広い支持を獲得した要因がここから窺える。そして、冥界の主事者に代わって死者を再生へと導く力が地蔵菩薩に備わっていることの象徴として、地蔵菩薩に「死生簿」を所持させ、人々のために奔走する姿が描写されるに至ったものと考えられる。

## おわりに

以上、日中再生説話における「死生簿」と再生との関連性について比較考察を行ってきた。中国においては早期に「泰山信仰」と連動する形で「死生簿」という概念が発生し、六朝時代の再生説話に多く取り込まれた様子が確認できた。また、唐代に入ると、「死生簿」の記載内容を再生根拠にするという六朝時代の発想を継承しつつも、そこにさらに仏教的要素が追加され、「福業行為」という新たな再生根拠が生み出された。一方、中国の仏教的要素を内包した「死生簿」は、日本の再生説話の中にも流入し、「死生簿」に記された「福業行為」に基づき死者再生の判断を下す話が『日本霊異記』に見られるものの、記紀の冥界観の影響を受けて、「死生簿」の所有者が閻羅王や冥界の主から僧侶に変わるという相違点が見出せた。さらに、『今昔物語集』巻十七に多く見られる地藏菩薩説話と「死生簿」との関連に注目することにより、平安後期の地藏信仰を背景とする救済弁護型説話という枠組みの中で、中国には見られない日本独自の「死生簿」の描かれ方が明らかとなった。日中それぞれの時代背景にに応じて、「死生簿」に与えられる役割が変化し、そのことが日中再生説話の展開に対して少なからざる影響をもたらしたと言えるであろう。

## 〈注〉

- (1) 澤田瑞穂『地獄変』(平河出版社、一九九一年)、澤田瑞穂『中国の民間信仰』(工作舎、一九八二年)、角谷聰『延寿説話小考―録命簿ならびに管輅故事を手がかりとして―』(『中国古典テクストとの対話』研文出版、二〇一五年)、安田真穂『中国古典小説における「冥簿」について』(『中国古典テクストとの対話』研文出版、二〇一五年)など。
- (2) テキストは、『太平広記』(中華書局、一九六一年)を用い、巻三百七十五「再生一」〜巻三百八十六「再生十二」を中心に、他の部からも適宜追補を行った。六朝・唐の古典小説については、『拾遺記』(中華書局、一九八一年)、『博物志校証』(中華書局、一九八〇年)、『古小説鈞沈』(人民文学出版社、一九五一年)、『新編捜神記 新編捜神後記』(中華書局、二〇〇七年)、『冥報記 広異記』(中華書局、一九九二年)、『独異志 宣室志』(中華書局、一九八三年)、『玄怪録 続玄怪録』(中華書局、二〇〇六年)、『隋唐嘉話 朝野僉載』(中華書局、二〇〇五年)、『西陽雜俎』(中華書局、一九八一年)、『裴鉶傳奇』(上海古籍出版社、一九八〇年)、『稽神録 括異志』(中華書局、一九九六年)、『纂異記 甘沢謠』(上海古籍出版社、一九九一年)、『博異志 集異記』(中華書局、一九八〇年)に基づいて調査を行った。また、『日本霊異記』、『今昔物語集』、『宇治拾遺物語』は、岩波書店の『新日本文学大系』を用いる。
- (3) 「死生簿」に関する記述が見られるものの、再生との関わりがない説話としては、「王璿」(『太平廣記』巻三百八十、出『冥報記』)に、「行質捉其兩手、謂璿曰、『吾被官責問功德簿。吾平生無、受此困苦、加之飢渴寒苦不可説。君可努力至我家、急語令作功德也。』」とあり、また『今昔物語集』巻十三第三十五に「或ハ文案ニ向ヒ札ヲ勘ヘテ、罪人ノ善惡ヲ注ス。」と記されるなど、いずれも「死生簿」と再生人物との間に関係性が見当たらない。
- (4) 澤田瑞穂『地獄変』二「冥府とその神々」三八頁(注一前掲書)に、「ただその前提になるものとして、泰山の神が人間の魂を召すとか、人間の寿命の長短を知るとか、はては山上には年寿の長短を記した帳簿が保管せられているとかの俗説が、すでに後漢時代にはおこなわれていたらしいことは、後漢・王劭『風俗通』巻二に「俗説に、岱宗の上に金篋玉策あり、よく人の年寿の修短を知る」とあるによっても窺うことができる。」とある。
- (5) 富永一登『中国古典小説の展開』第三章「六朝志怪考論」一五三頁

- （6）（研文出版、二〇一三年）に、「鬼」の世界である冥界が人間の寿命を司るという意識は、漢から六朝にかけて一般化していたように、…中略…「鬼信」「鬼祿」という言葉が、死の通知書・過去帳の意味で使用されている。」と記されている。
- （7）角谷聰「延寿説話小考―録命簿ならびに管輅故事を手がかりとして―」（注一前掲論文）に、「ここで老人が行っている「点校」とは、帳簿を照らし合わせて確認し、印をつける作業を指す。即ち、本文中に明記されていないものの、この帳簿には死者の氏名が記載されており、陳良の名が見当たらなかったため、現世に送り返されたものと考えられる。」とあるが、陳良の名が「死生簿」に記載されていないという文章が明記されていないため、「4 不明」に分類した。
- （8）澤田瑞穂『中国の民間信仰』第四章「神子誕生・借寿考」三一九―三二〇（注一前掲書）参照。
- （9）前野直彬『中国小説史考』Ⅱ「六朝・唐・宋の小説」第二章「冥界遊行」一四二頁（秋山書店、一九七五年）参照。
- （10）前野直彬『中国文学史』第四章「隋・唐」九一頁（東京大学出版会、一九七五年）参照。
- （11）安田真穂「中国古小説における「冥簿」について」二三二頁（注一前掲論文）引用。
- （12）井上光貞『日本古代の国家と仏教』中編第二章「説話集からみた平安朝の民間仏教」二〇一―二〇二頁（岩波書店、一九七一年）参照。
- （13）清水邦彦「日・中地藏信仰比較研究試論―地藏説話にみられる冥府・地獄―」四八頁（『比較民俗研究』七号、一九九三年）参照。
- （14）吉田俊介「日本古代・中世における地藏信仰の展開」一四九―一五〇頁（『龍谷大学大学院文学研究科紀要』三十九号、二〇一七年）参照。
- （15）『国史大辞典』6（吉川弘文館、一九九五年）引用。
- （16）馬淵和夫 国東文麿 稲垣泰一校注・訳『今昔物語集②』新編日本古典文学全集（小学館、二〇〇〇年）引用。
- （17）注十一前掲書二二二頁参照。
- （18）注十二前掲論文五七頁参照。
- （19）注十一前掲書二二六―二二七頁参照。

主指導教員（鈴木忠教授）、副指導教員（角谷聰准教授・磯貝淳一准教授）